

定期券は正しく使おう

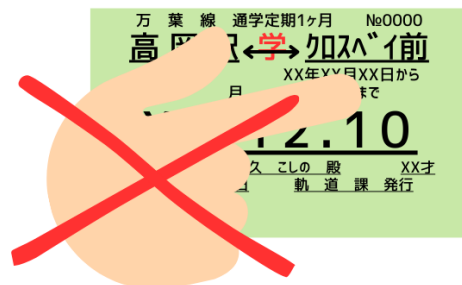
運転士にははっきり提示しよう

有効期限や使用区間を**手で隠したり**
しっかり**提示せず**に下車はしない。

貸し借りはできません

記名された**本人のみ**ご使用下さい。
友達同士の**貸し借りは禁止**です。

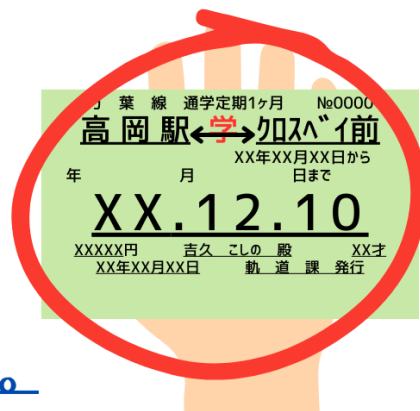
(通勤定期は無記名式なのでどなたでもご利用いただけます)



使用期限を守ろう

期限が過ぎたものは無効です。本人が
期限切れに気付いてなくても規則上は
不正乗車になります。ご注意ください。

定期券はご利用日の2週間前より発行できます。



区間を守ろう (乗り越し注意)

券面記載の通用区間以外で使用された場合は一旦下車した
ものとし**区間外の運賃は所定運賃**を追加でお支払い下さい。

※不正に区間外乗車した場合には定期券が無効となり回収します

例) 加スバイ前-米島口の定期券で加スバイ前-高岡駅間を利用する場合

加スバイ前 米島口 高岡駅

加スバイ前-米島口が300円、加スバイ前-高岡駅が400円なので

← 300円 → ← 300円 →

定期券を提示した**差額100円を支払えばいい**という考えは誤りです。

← 400円 →

定期券が米島口までなので、**再乗車された運賃になり米島口-高岡駅間の300円が必要です。**

⚠️ 不正乗車が確認された場合 ⚠️

その場で定期券を無効として回収し、運賃の増運賃を請求いたします。

請求額は不正乗車区間の運賃+増運賃(往復分)で計3倍額となります。

さらに期限が過ぎていた場合は、過ぎていた日数をかけたものとなります。

例) 高岡駅-加スバイ前(400円)超過日数10日間 超過往復運賃10日間×800円=8,000円

反則金10日間×800円×2倍=16,000円 請求金額8,000+16,000=24,000円

これは鉄道営業法第十八条及び軌道運輸規則第八条に基づいて請求されるものです。

不正乗車は詐欺行為と同等で、法律に罰せられます。